

令和6年第3回東広島市議会定例会

議

案

そ の 2

令和6年9月



## 目 次

|             |                                             |   |
|-------------|---------------------------------------------|---|
| 議案第 1 0 2 号 | 令和 5 年度東広島市歳入歳出決算の認定について……………               | 1 |
| 議案第 1 0 3 号 | 令和 5 年度東広島市下水道事業会計利益の処分<br>及び決算の認定について…………… | 4 |
| 議案第 1 0 4 号 | 令和 5 年度東広島市造賀財産区特別会計歳入歳<br>出決算の認定について……………  | 6 |
| 議案第 1 0 5 号 | 請負契約の締結について……………                            | 8 |



## 議案第 102 号

### 令和 5 年度東広島市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、次の令和 5 年度東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方自治法第 233 条第 5 項及び第 241 条第 5 項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和 6 年 9 月 19 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 決算書

- (1) 令和 5 年度東広島市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 5 年度ひがしひろしま墓園管理事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 5 年度東広島市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 5 年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 5 年度東広島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和 5 年度東広島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和 5 年度東広島市介護保険特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和 5 年度東広島市上三永財産区特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和 5 年度東広島市御菌宇財産区特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和 5 年度東広島市志和堀財産区特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和 5 年度東広島市東志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和 5 年度東広島市西志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和 5 年度東広島市白市財産区特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和 5 年度東広島市小谷財産区特別会計歳入歳出決算
- (15) 令和 5 年度東広島市志和財産区特別会計歳入歳出決算

(16) 令和５年度東広島市竹仁財産区特別会計歳入歳出決算

(17) 令和５年度東広島市久芳財産区特別会計歳入歳出決算

## 2 附属書類

(1) 令和５年度東広島市各会計歳入歳出決算事項別明細書

(2) 令和５年度東広島市各会計実質収支に関する調書

(3) 令和５年度財産に関する調書

(4) 令和５年度東広島市基金運用状況調書

(5) 令和５年度主要な施策の成果に関する報告書

(提案理由)

令和５年度の東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第２３３条

- ３ 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- ５ 普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

第２４１条

- ５ 第１項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第２３３条第５項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

議案第 1 0 3 号

令和 5 年度東広島市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度東広島市下水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度東広島市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方公営企業法第 3 0 条第 6 項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

東広島市長      高      垣      廣      徳



(提案理由)

令和５年度東広島市下水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、令和５年度の東広島市下水道事業会計の決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方公営企業法

第３０条

- ４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（一略）に付さなければならない。
- ６ 地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

第３２条

- ２ 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

## 議案第 1 0 4 号

### 令和 5 年度東広島市造賀財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度東広島市造賀財産区特別会計の歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方自治法第 2 3 3 条第 5 項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

東広島市長      高      垣      廣      徳

#### 附属書類

- (1) 令和 5 年度東広島市造賀財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (2) 令和 5 年度東広島市造賀財産区特別会計実質収支に関する調書
- (3) 令和 5 年度東広島市造賀財産区特別会計財産に関する調書

(提案理由)

令和5年度東広島市造賀財産区特別会計の歳入歳出決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

## 議案第 105 号

### 請負契約の締結について

令和 6 年度小学校施設整備事業御菌宇小学校増築及び改修工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 19 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

令和 6 年度小学校施設整備事業御菌宇小学校増築及び改修工事

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

18 億 2,930 万円

#### 4 契約の相手方

増岡組・西条電気特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区鶴見町 4 番 25 号

株式会社増岡組 広島本店

取締役副社長本店長 迫 清 孝

構 成 員 東広島市西条昭和町 5 番 10 号

西条電気株式会社

代表取締役 正 原 孝 司

（提案理由）

令和6年度小学校施設整備事業御藺宇小学校増築及び改修工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

（根拠条例）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。